

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（勤務間インターバル規制特集号） 2023年12月4日 NO.655

4者協として勤務間インターバル規制 に関する要求書を提出

経過について

4者協は、勤務間インターバル規制について、都教委に要求書を提出しました。先の賃金確定闘争で、都教委から提案され、妥結しました。「学校における働き方改革」で、教員を始めとする教職員の長時間・過密労働は、育児・介護等の事情を抱える教職員はもちろん、一般の教職員にとってもその是正が喫緊の課題となっています。実施にあたっては、具体的な適用等の詳細について、すべての教職員が順守できるよう、実効性のある運用（原則11時間の休息時間の確保）が行われなければいけません。

- ・都側は、「学校も含む」「単組と任命権者の協議が必要」との認識を示しています。
- ・都労連は、要求の「前進」と受けとめています。
- ・4者協は、確定期の要求書に、導入を要求しています。

勤務間インターバル制度とは何か？

「勤務間インターバル制度」とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定の時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保することをいいます。働き方改革関連法において、労働時間等設定改善法（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法）が改善され、勤務間インターバル制度を導入することが事業主の努力義務となりました（2019年4月1日施行）。この仕組みは、導入を事業主の努力義務とすることで、労働者の十分な生活時間や睡眠時間を確保しようとしているものです。

EU（ヨーロッパ連合）では、労働時間指令において「加盟国は、すべての労働者に、24時間ごとに、最低でも連続11時間の休息時間を確保するために必要な措置をとるものとする」とされており、イギリス、ドイツ及びフランスでは、公務においても勤務間インターバルの確保が原則として義務づけられています。

4者協の要求内容について

1. 制度導入の趣旨を校長を始めとする教職員に、周知徹底すること。趣旨とは、睡眠時間を含む生活時間の確保、健康の保持、仕事と生活の調和、人材の確保、柔軟な働き方、長時間・過密労働の是正などをいう。
2. 業務の大幅な削減と教職員定数の改善を行うこと。教員を始めとする教職員の長時間・過密労働は、業務量とそれに必要な教職員定数にミスマッチがあることによって生じている。そのため、テレワークや時差勤務、勤務間インターバル規制など勤務時間制度のみの改善によるだけでは、解決することはできない。
3. すべての教職員を対象にすること。
4. 努力義務ではなく、罰則を設けるなどの強制力を持たせること。
5. 勤務間インターバル規制の確保をするために、21時以降の時間外勤務を原則として禁止すること。
6. 勤務間インターバル及び連続勤務の禁止を実現するために、教職員の勤務時間を正確に把握できるようにすること。

《御意見募集》

「学校における働き方改革の推進に向けた 実行プログラム」中間のまとめについて

都教委が、「学校における働き方改革」に関して、都民や教職員から意見募集を始めました。しかし、これまでの取り組みでは、改善傾向にはあるが、依然として長時間労働の教員が多く、成果があがっていませんでした。

「都教育委員会は、教員がやりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていくことを宣言します。また、その実現に向けて、これまでの働き方改革に関する取組を着実に進めるとともに、今後、集中的に取り組むべき具体的な対策を『実行プログラム』として取りまとめ、学校における働き方改革を更に加速していきます」

「学校における」働き方改革のはずなのに、 「教員の」働き方改革になっています

「学校における」働き方改革なのに、文部科学省も東京都教育委員会も、その内容のほとんどは教員に関するものになっています。教員は忙しいのだから、事務職員は教員が担っている事務等を負担すべきである、と言わんばかりです。こうして、給食費を始めとする学校徴収金等が、有言、無言のうちに、事務職員に「おしつけられる」ことになってきています。

3か所に事務職員に関わる事項があるだけです

- 「事務職員について、事務負担の軽減を図るとともに、学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営に一層参画できるよう検討。また、各種手当の認定や年末調整事務等の庶務関係事務の集約化や業務のペーパーレス化等について検討【小中高特】」
- 「事務職員による授業料徴収等に係る事務の効率化・負担軽減を図るため、授業料徴収・奨学金支援に関するシステムを再構築し、ペーパーレス化等を推進【高】」
- 教職員人事給与システムの再構築を見据えた給与明細等に係るペーパーレス化の更なる推進【小中高特】」

最近、事務職員も忙しくなっています。時間外勤務をすることもめずらしくはありません。さらに、学校徴収金の徴収・管理を事務室で引き受けることになれば、忙しさも倍増します。文部科学省も東京都教委育委員会も、事務職員の標準的職務に「学校徴収金の徴収・管理」を掲げています。しかし、学校徴収金は、私費会計のままでは、事務職員が担っても、教員が担っても、問題があります。文部科学省が主張するように、公会計化にして、「基本的には学校以外が担うべき業務」としなければ、問題の解決にはなりません。

学校徴収金の公会計化を、さらに無償化を求めます

文部科学省は、2019年7月31日「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」を出しました。給食費の「公会計化を促進」し、徴収・管理を学校ではなく「地方公共団体が自らの業務」として行うことを求めています。学校徴収金を公会計化することは、学校の業務量を減らすこと、管理の透明性の向上、徴収の公平性の確保、給食の安定的な実施などにもつながります。東京都教育委員会も、区市町村教育委員会に公会計化や無償化の推進を働きかけるべきです。